

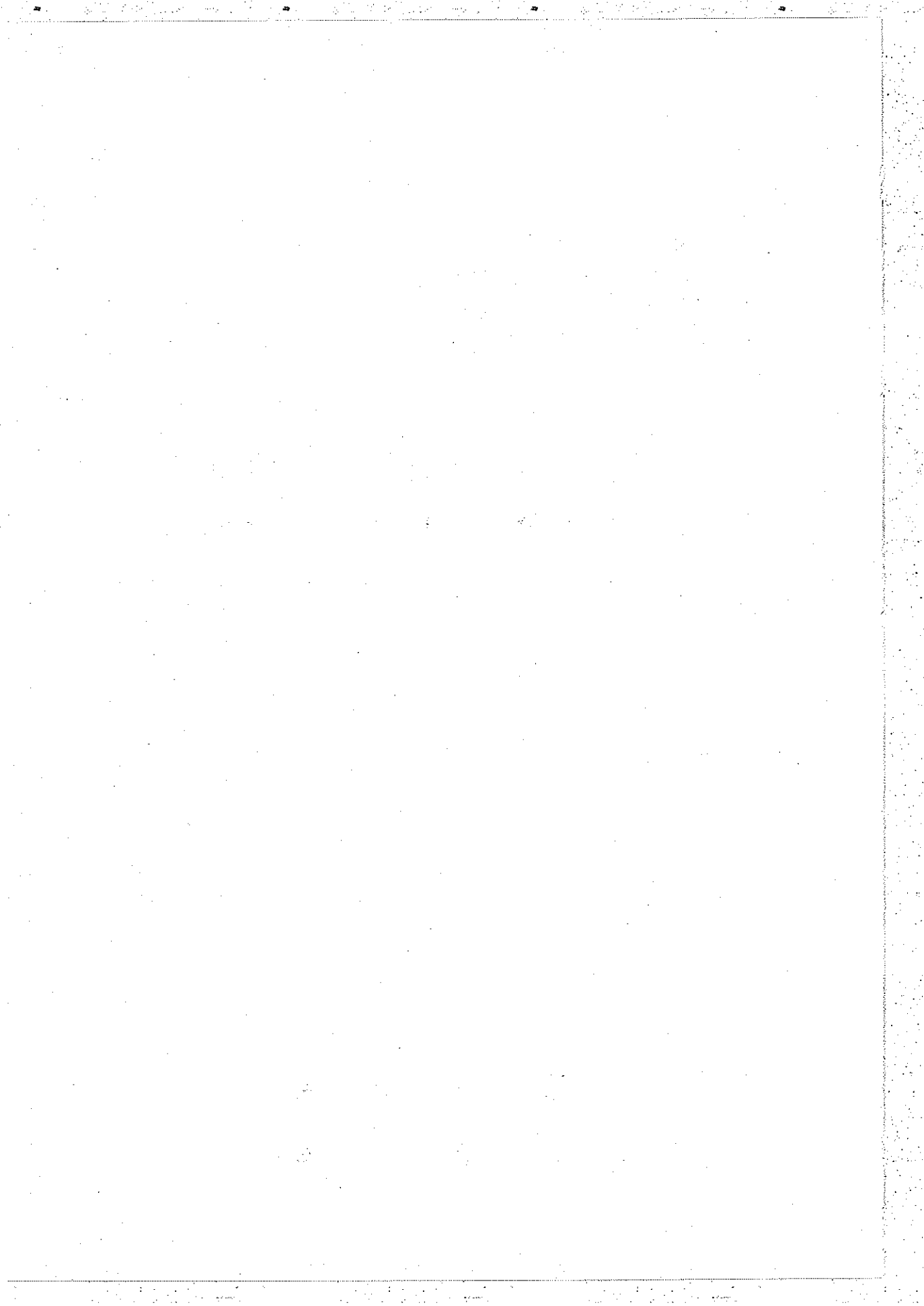
昭和48年11月2日開会

昭和48年11月2日閉会

和泉市議会第3回臨時会会議録

第 6 号

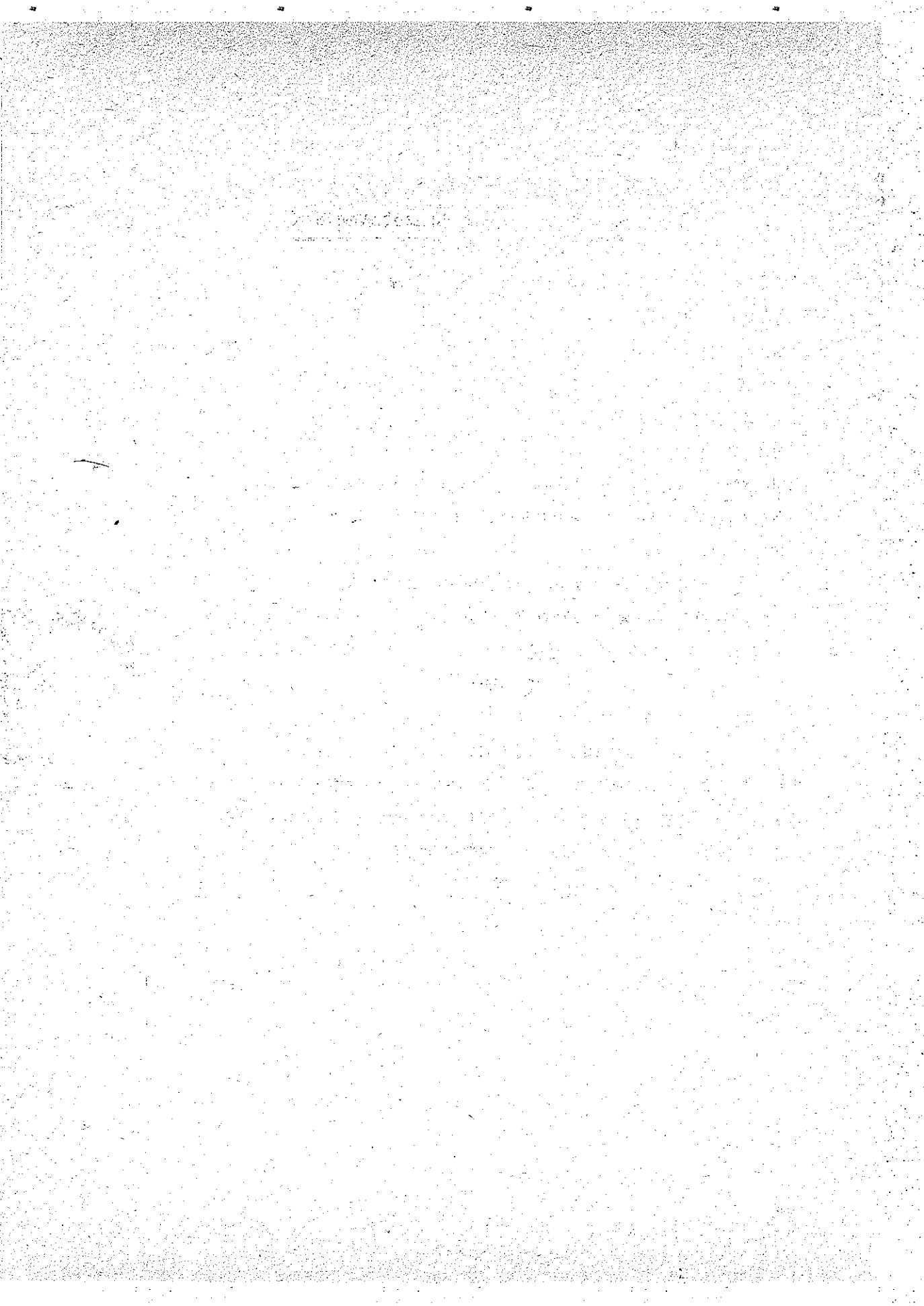
和 泉 市 議 会



和泉市議会第3回臨時会会議録目次

昭和48年11月2日(金曜日)

○出席議員、欠席議員	-----	1頁
○議事説明員その他	-----	1頁
○議事日程	-----	4頁
○開会宣言(午前10時40分)	-----	5頁
○開会宣告	-----	5頁
○会議録署名議員の指名(29番竹内修一君、2番木下甲子三君、3番金沢勝君)	-----	5頁
○市長開会挨拶	-----	5頁
○会期決定(11月2日(1日))	-----	6頁
○日程第1 和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例 制定について	-----	6頁
○日程第2 工事請負契約締結について(市立(仮称)緑ヶ丘小学校新築(第2期) 工事)	} 11頁 括	
○日程第3 工事請負契約締結について(市立(仮称)南池田幼稚園新築工事)		
○日程第4 工事請負契約締結について(市立(仮称)旭保育園新築工事)		
○日程第5 工事請負契約締結について(市立(仮称)老人福祉センター新築工事)		
○日程第6 工事請負契約締結について((仮称)和泉第一団地第2期建設工事)		
○日程第7 昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第4号)	-----	26
○日程第8 監査委員の選任について	-----	39
○市長あいさつ	-----	40
○議長あいさつ	-----	41
○閉会宣言(午後1時50分)	-----	41



昭和48年11月2日午前10時和泉市議会第3回臨時会を和泉市役所議場に招集した。

出席議員(24名)

2番	木下甲子三君	17番	山田清二君
3番	金沢勝君	18番	直村静二君
5番	竹下義章君	19番	松尾千代一君
6番	柏音三郎君	20番	寺田茂君
7番	田中包治君	21番	柳瀬美樹君
8番	吉川伊与一君	22番	関戸正一君
9番	出原武司君	23番	貝淵博治君
10番	池辺秀夫君	25番	藤原要馬君
12番	中塚辰之助君	26番	勝部津喜枝君
13番	藤原利一君	27番	成田秀益君
15番	上代卯之松君	28番	坂上国治君
16番	横田憲治郎君	29番	竹内修一君

欠席議員(2名)

1番	田中幸一君	11番	三井正光君
----	-------	-----	-------

地方自治法第121条の規定により、議長より議場に出席を求めたものは次のとおりである。

記

市	長	藤木秀夫	同和対策部長	佐原行雄		
助	兼水道部長事務取扱	役	辻忠夫	市民部長	小林一三	
助	役	藤田利	産業衛生部長	宇沢清		
収	入	役	橋本炳	建設部長	中塚白	
総	務	部	長	坂口礼之助	病院長	岩崎峭

病院事務局長	竹内 潔	隣保館長	萩本啓介
消防長	和田増義	推進調整課長	生田 稔
総務部理事 (財務担当)	庄司 清	"	浅井隆介
総務部次長兼 市民税課長事務取扱	西川喜久	"	富田宏之
同和对策部次長兼 推進調整課長事務取扱	森 保	市民課長	田中二三夫
市民部次長兼 保険年金課長事務取扱	山本武雄	福祉課長	山村 昇
福祉事務所長 兼社会児童課長	内田 繁	商工課長	岩井益一
産業衛生部次長 兼農林課長事務取扱	山本俊兼	農林課参事	青木太郎
建設部次長 兼建築課長事務取扱	林 徳次	保健衛生課長	大宅清臣
水道部次長	田中 稔	保健衛生課参事 (診療所担当)	山本亮夫
病院事務局次長 兼庶務課長	平野誠蔵	交通公害課長	吉田利秀
庶務課長	杉本弘文	計画課長	大浦行雄
企画課長	橋本昭夫	土木課長	中尾 宏
人事課長	門林六男	建築課参事	中上好美
財政課長	北野敦雄	区画整理事務所長	中西淳富
資産税課長	吉田日出男	開発課長	白川 保
納税課長	吉田種義	地区改良事務所長	逢野一郎
庶務課参事 (広報担当)	竹田明郎	会計課長	片桐武雄

営業課長	高橋新平	教育次長	乾 武俊
工務課長	福本喬久	総務課長	紀之定 藤与茂
浄水課長	岸本孝二	学校教育課長	坂口雄一
経理課長	守田 勇	指導課長	吉見 豊
業務課長	藤原光夫	社会教育課長	広岡史郎
消防次長兼署長	南口主雄	学校教育課参事	角谷泰夫
監査委員	堀田徳治	農業委員会事務局長	松村吉堯
監査事務局長	西岡正志	土地開発公社事務局長兼用地当理事	西川武雄
選管事務局長	青木孝之	土地開発公社事務局次長兼用地第1課長	吉岡昭男
教育委員長	堀内由延	土地開発公社総務課長兼用地担当参事	藤原永一
教育長	葛城宗一	土地開発公社用地第2課長	宮本福秀
教育次長	阪東重信		

○

本会の議事を速記法により記録したものは、次のとおりである。

和泉市議会囑託速記士 中野 満 男

○

本会の事務局長及び職員は、次のとおりである。

事務局長	井谷 義雄
次長	北野 丈夫
調査係長	大塚 俊昭
議事係	西垣 宏高

昭和48年和泉市議会第3回臨時会議事日程

(11月2日)

日程	種別及び番号	件名	摘要
1	議案第61号	和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について	P. 1
2	議案第62号	工事請負契約締結について (市立(仮称)緑ヶ丘小学校新築(第2期)工事)	P. 5
3	議案第63号	工事請負契約締結について (市立(仮称)南池田幼稚園新築工事)	P. 6
4	議案第64号	工事請負契約締結について (市立(仮称)旭保育園新築工事)	P. 7
5	議案第65号	工事請負契約締結について (市立(仮称)老人福祉センター新築工事)	P. 8
6	議案第66号	工事請負契約締結について ((仮称)和泉第一団地第2期建設工事)	P. 9
7	議案第67号	昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算 (第4号)	P. 10
8	議案第68号	監査委員の選任について	P. 16

(午前10時40分開議)

- 議長(坂上国治君) おはようございます。大変長らくお待たせをいたしました。議員の皆さん方には公私ご多忙の中にもかかわらずご出席賜りまして、まことにありがとうございます。

それではこれより昭和48年、第3回臨時会を開催いたします。

本日の出席議員数及び欠席議員等の氏名を局長をして報告させます。

(市会事務局長報告)

- 市会事務局長(井谷義雄君) ご報告申し上げます。
ただいま出席議員さんは20名でございます。田中幸一議員さん、三井正光議員さんから欠席の届けが出てございます。その他の方につきましては、間もなくお見えになるものと思っております。現在、20名でございます。

開 議

- 議長(坂上国治君) ただいまの報告の通り、出席議員20名をもちまして議会は成立しておりますので、これより本日の会議を開きます。

-
- 議長(坂上国治君) 会議録の署名議員を29番、竹内修一君、2番、木下甲子三君、3番金沢 勝君、以上3名の方をお願いいたします。

なお、本日の議事日程及び議場に出席を求めた者の氏名は、お手元に印刷配布してある通りでありますので、よろしくをお願いいたします。

ここで市長のあいさつをお願いいたします。

(市長あいさつ)

- 市長(藤木秀夫君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本日、ここに昭和48年、第3回臨時会をお願い申し上げましたところ、議員の皆様方には農繁期を迎え何かと繁忙のおりにもかかわらずご出席いただき、ただいま議会が成立いたしましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。

本議会に提案いたします議案は、老人医療費の助成に関する条例の一部改正並びに工事請負契約5件と、一般会計の補正予算及び監査委員の選任についてでございます。何とぞ慎重ご審議いただきまして、ご可決、ご承認賜りますようお願い申し上げます。はなはだ簡単でございますが、開会に当たってのごあいさつに代えさせていただきます。

○ 議長（坂上国治君） この際、お諮りいたします。

本臨時会の会期は、議会運営委員会の決定に基づき本日一日と決定いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、本日一日と決定いたします。

○ 議長（坂上国治君） それではこれより日程審議に入ります。

日程第一「和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について」を議題といたします。

議案を朗読させます。

（市会事務局長朗読）

議案第 61 号

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

昭和 48 年 11 月 2 日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

和泉市条例第 号

和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

和泉市老人医療費の助成に関する条例（昭和 46 年和泉市条例第 25 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

第 2 条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に

よる被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）による被扶養者のうち、年齢67歳以上の者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者
- (2) 所得税法（昭和40年法律第33号）第233条の規定による公示のあった者
- (3) 老人福祉法（昭和38年法律第133号）の規定等により国の老人医療費支給制度の適用を受けることができる者

第4条中「第2条第1号又は第2号」を「第2条」に改める。

附 則

（施行期日等）

1. この条例は、公布の日から施行する。
2. 改正後の和泉市老人医療費の助成に関する条例の規定は、昭和48年10月1日から適用する。

（経過措置）

3. この条例施行の際、現に改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が行なわれるべきであった者に係る助成については、なお従前の例による。

理 由

国において本年10月1日から65歳以上70歳未満のねたきり老人等に係る医療費を助成する制度が実施されたことに伴い、これに該当する者を本市老人医療費の助成対象者から除外する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

請案第61号参考資料

和泉市老人医療費の助成に関する条例改正案・現行対照表

改 正 案	現 行
<p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険各法」という。）によ</p>	<p>（対象者）</p> <p>第2条 この条例により医療費の助成を受けることができる者（以下「対象者」という。）は、和泉市の区域内に住所を有する者であって、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）による被保険者又は規則で定める社会保険に関する法律（以下「社会保険</p>

改 正 案	現 行
<p>る被扶養者のうち、年齢67歳以上の者とする。ただし、次の各号に該当する者を除く。</p> <p>(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者</p> <p>(2) 所得税法(昭和40年法律第33号)第233条の規定による公示のあった者</p> <p>(3) 老人福祉法(昭和38年法律第133号)の規定等により国の老人医療費支給制度の適用を受けることができる者</p>	<p>各法」という。)による被扶養者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護を受けている者を除く。</p> <p>(1) 年齢67歳以上の者。ただし、次のいずれかに該当する者を除く。</p> <p>ア 所得税法(昭和40年法律第33号)第233号の規定による公示のあった者</p> <p>イ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第10条の2に規定する老人医療費の支給を受けることができる者</p> <p>(2) 年齢65歳以上67歳未満の者であって次のいずれかに該当する者</p> <p>ア 国民年金法(昭和34年法律第141号)による障害福祉年金又は老齢福祉年金を受けている者</p> <p>イ 国民年金法による障害福祉年金又は老齢福祉年金の受給権者であって他の福祉年金を選択して受けている者</p> <p>ウ 国民年金法による福祉年金の受給権者であって公的年金(厚生年金、恩給、遺族年金等をいう。)を受けているため福祉年金を全額支給停止されている者のうち、国民年金法の別表に定める廃疾程度が2級以上であり、かつ、その所得が福祉年金の受給基準以下のもの</p> <p>エ 国民年金法による障害年金及びその他の年金の受給権者であって、国民年金法の別表に定める廃疾程度が2級以上であり、かつ、その所得が福祉年金の受給基</p>

改 正 案	現 行
<p>(助成の適用)</p> <p>第4条 前条の規定による医療費の助成は、年度途中において新たに住民となった者においては住民となった日、第2条に規定する年齢に達した者においてはその誕生日の属する月の初日から適用する。</p>	<p>準以下のもの</p> <p>(助成の適用)</p> <p>第4条 前条の規定による医療費の助成は、年度途中において新たに住民となった者においては住民となった日、第2条第1号又は第2号に規定する年齢に達した者においてはその誕生日の属する月の初日から適用する。</p>

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市民部長(小林一三君) それではお許しを得まして、ただいまご上程いただきました議案第61号、和泉市老人医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定についてのご提案の理由及び内容についてのご説明を申し上げます。

本議案につきましては、過般の第3回定例会閉会后通達がありましたので、今回の議会にご提案申し上げた次第であります。

提案の理由でございますが、従来、府及び市で行なってきましたが今回、国におきまして、本年10月1日から65歳以上70歳未満の寝たきり老人等に係る医療費助成の制度が実施されました。これに該当する者を、本市条例の老人医療費の助成対象者から除外いたすべく、本条例の一部改正案をご提案申し上げるものでございます。

改正の内容といたしましては、条例第2条を全文改正し、65歳、67歳未満の者で、国民年金法による障害福祉年金等の受給者に対し、医療費の助成措置を条例化しておりましたものを、今回の国の措置に伴いまして、削除して条文を整理したものであります。

すなわち、議案書の3ページ、右の欄の第2号を全面的に削除して条文を整理したものでございます。

それから第2点の第4条中の一部改正は、条例の適用規定であります。すなわち、新しく住民となった方は、住民となった日から、また年齢は誕生月の初日から適用するものであります。改正前の条例第2条第1号及び第2号で、それぞれ年齢が65歳及び67歳ということで条例化されておりましたが、今回の改正で67歳1本になりましたので、その必要がなくなったため、その字句を整理したものであります。

附則につきましては、第1項で公布の日から施行いたしたく、また第2項におきまして、昭和48年10月1日から適用いたしたく規定いたしました。

また第3項は、経過措置といたしまして、この改正条例施行の際、現に改正前の和泉市老人医療費の助成に関する条例の適用を受け、助成が受けられるべきであった者に係る助成については、なお従前の例によることといたしたものであります。

この改正によりまして該当者の方々は、いわゆる条例で市及府で行なっておりました方々は医療証、いわゆるピンク色の医療証ですが、今回の改正によりまして受給者証、いわゆるブルーの色に変わります。

なお終わりに、予算措置につきましては、市の助成比率が、府と市の場合は5分の1でございますが、国が制度化した場合は、市の助成費が6分の1に減じますが、具体的な額の算出につきましては、次期補正予算にて措置させていただきたく存じておりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

以上、簡単でございますが、提案の理由及び内容についてご説明申し上げます。何とぞよろしくご審議のうえ、原案通りご決賜りたくお願い申し上げます。

- 議長(坂上國治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) これはあくまでも国の基準で決めたということですが、実際は府とか、市の助成のほうがうんと上回ってるということだと思ふ。この予算措置についてはわからない。次の議会で出したいということでございますが、10月1日から適用するとすると、現在すでに11月、この1カ月間はどうするのか、その点についてひとつお尋ねしたい。
- 議長(坂上國治君) 理事者答弁。
- 市民部長(小林一三君) 第1点の負担の問題でございますが、5分の1から6分の1になるというのは、分數でいきますと、ちょうど和泉市の負担額が30分の1減になるかと思ひます。したがって、これらの方々の過去の医療費の実績等を見まして、具体的な額の算出につきましては減になりますけれども、次期補正予算において措置をお願いしたい、かよう存するものでございます。
- それから、この改正等につきましては、現在、該当者が56名でございますので、一応、関係の方々には通知いたしまして、現在は医療証でもって当然、使っておりますけれども、10月1日から受給者証、ピンクからブルーに変わりますので、それらの方につきましては、早急に支障のないようお手配をさせていただくということでございますので、ご了解賜りたいと思ひます。
- 議長(坂上國治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ないものと認め、議案第61号を原案通り可決いたします。

- 議長(坂上国治君) 日程第2より日程第6までは、いずれも工事請負契約締結でありますので、これを一括議題といたします。

(市会事務局長朗読)

議案第62号

工事請負契約締結について

市立緑ヶ丘小学校新築(第2期)工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年11月2日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

- | | |
|-----------|---|
| 1. 契約の目的 | 市立緑ヶ丘小学校新築(第2期)工事 |
| 2. 契約者 | 和泉市長 藤 木 秀 夫 |
| 3. 入札の方法 | 指名競争入札 |
| 4. 契約金額 | 53,400,000円 |
| 5. 契約の相手方 | 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 喜八郎 |
| 6. 工 期 | 自 昭和48年11月2日 (議決の日)
至 昭和49年1月31日 |
| 7. 契約保証金 | 2,670,000円 |
| 8. 保 証 人 | 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一 |

議案第62号参考資料

市立緑ヶ丘小学校新築(第2期)工事概要

1. 工事場所 和泉市緑ヶ丘21番地
2. 敷地面積 23,630 m²
3. 工事種別 新築
4. 構造 教室棟 鉄筋コンクリート造地上三階建
延面積 361 m²
給食室棟 鉄筋コンクリート造平家建
面積 144 m²
下足室棟 鉄筋コンクリート造平家建
面積 105 m²
合計 610 m²

議案第63号

工事請負契約締結について

市立(仮称)南池田幼稚園新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求めらる。

昭和48年11月2日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立(仮称)南池田幼稚園新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 40,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市北田中町219番地

大高建設株式会社

代表取締役 奥野 喜八郎

6. 工 期 自 昭和48年11月2日(議決の日)

至 昭和49年3月10日

7. 契約保証金 2,000,000円

8. 保証人 和泉市箕形町437番地の4

小野林建設株式会社

代表取締役 小野林 徳一

議案第63号参考資料

市立南池田幼稚園新築工事概要

1. 工事場所 和泉市三林町1273番地の1

2. 敷地面積 3,580㎡

3. 工事種別 新築

4. 構造 鉄筋コンクリート造 平家建

建築面積 482㎡

議案第64号

工事請負契約締結について

市立(仮称)旭保育園新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年11月2日提出

・ 和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立(仮称)旭保育園新築工事

2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫

3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 165,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市箕形町437番地の4
小野林建設株式会社
代表取締役 小野林 徳 一
6. 工 期 自 昭和48年11月2日 (議決の日)
至 昭和49年3月31日
7. 契約保証金 8,250,000円
8. 保 証 人 和泉市北田中町219番地
大高建設株式会社
代表取締役 奥 野 喜八郎

議案第64号参考資料

市立(仮称)旭保育園新築工事概要

1. 工事場所 和泉市旭町172番地
2. 敷地面積 1,846㎡
3. 工事種別 新 築
4. 構 造 鉄筋コンクリート造 二階建
建築延面積 1,146㎡

議案第65号

工事請負契約締結について

市立(仮称)老人福祉センター新築工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年11月2日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 市立(仮称)老人福祉センター新築工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 175,000,000円
5. 契約の相手方 和泉市旭町37番地の4
竹内建設
代表者 竹内 務
6. 工 期 自 昭和48年11月2日 (議決の日)
至 昭和49年3月31日
7. 契約保証金 8,750,000円
8. 保証人 岸和田市上野町西26番33号
株式会社西田工務店
取締役社長 西田 義 郎

議案第65号参考資料

市立(仮称)老人福祉センター新築工事概要

1. 工事場所 和泉市幸町46番地
2. 敷地面積 2,196㎡
3. 工事種別 新 築
4. 構 造 鉄筋コンクリート造 二階建
建築延面積 1,130㎡

議案第66号

工事請負契約締結について

(仮称)和泉第一団地第2期建設工事請負契約を締結するにつき、和泉市議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、次のとおり議会の議決を求める。

昭和48年11月2日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

1. 契約の目的 (仮称)和泉第一団地第2期建設工事
2. 契約者 和泉市長 藤 木 秀 夫
3. 入札の方法 指名競争入札
4. 契約金額 998,000,000円
5. 契約の相手方 榎並工務店・間組共同企業体
大阪市浪速区浪速町東一丁目8番地の1
株式会社 榎 並 昭
6. 工 期 自 昭和48年11月2日 (議決の日)
至 昭和49年12月30日
7. 契約保証金 50,000,000円
8. 保 証 人 大阪市北区空心町一丁目70番地
株式会社 松 村 組
取締役社長 松 村 雄 二

議案第66号参考資料

(仮称)和泉第一団地第2期建設工事概要

1. 工事場所 和泉市王子町160番地
2. 敷地面積 15,992.84㎡
3. 工事種別 増 築

4. 構 造

	構 造	階数	延床面積(㎡)	戸数(戸)
B棟	鉄骨鉄筋コンクリート造	9階	2,439,105	32
C棟	同 上	9階	2,439,105	32
D棟	同 上	7階	2,945,761	36
E棟	鉄筋コンクリート造	5階	1,154,572	20
集塵場	同 上	平家	36,000	
合計			9,014,543	120

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○ 建設部長(中塚 白君) 提案理由の説明に入りますまでに、ミスプリントがございます。正誤表をお手元に配布してあると思いますが、議案第62号の工期が「48年11月30日」となっているのを「49年1月31日」までにご訂正をお願い申し上げます。

それでは議案第62号、63号、64号、65号、66号は、いずれも工事請負契約でありますので、一括して提案理由並びに内容をご説明申し上げます。

まず62号は、緑ヶ丘小学校新築第2期工事を、契約金額5340万円をもって、和泉市北田中町219番地、大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と、工期昭和49年1月31日までに契約せんとするものであります。

63号は、(仮称)南池田幼稚園新築工事を、契約金額4,000万円をもって、同じく大高建設株式会社代表取締役奥野喜八郎と、工期昭和49年3月10日までをもって契約しようとするものであります。

64号については、(仮称)旭保育園新築工事を、契約金額1億6,500万円をもって、和泉市箕形町437番地の4、小野林建設株式会社代表取締役小野林徳一と、工期昭和49年3月31日までをもって契約しようとするものでございます。

65号については、(仮称)老人福祉センター新築工事を、契約金額1億7,500万円をもって、和泉市旭町37番地の4、竹内建設代表者竹内務と、工期昭和49年3月31日までをもって契約せんとするものであります。

第66号については、(仮称)和泉第一団地第二期建設工事を、契約金額9億9,800万円をもって、榎並工務店・間組共同企業体、大阪市浪速区浪速町東1丁目8番地の1、株式会社

複並工務店代表取締役復並昭と、工期昭和49年12月30日までをもってそれぞれ契約せんとするものであります。

それぞれの工事概要については、参考資料に添付してある通りでありますので、よろしくご審議のほどをお願い申し上げます。

- 議長（坂上国治君） 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 3番（金沢 勝君） ミスプリントで工期の訂正があったわけですが、一番心配するのは工期問題でございまして、物価高とか、人手不足等の中で、非常に金額の割に工期がしんどいと思う。特に1月末で3階建ですか、これで可能かどうか、この点についてひとつお答えいただきたい。
- 議長（坂上国治君） 理事者答弁。
- 建設部次長（林 徳次君） それぞれの工期についてのご質問でございますが、特にご指摘になっております点は、62号の1月末完成の分を中心にしてのご質問であろうと思えます。概要のほうで鉄筋コンクリート造り地上3階建となっておりますが、具体的にご説明申し上げますと、緑ヶ丘小学校につきましては、過般、第一期工事についてこの議会でご提案申し上げご議決をいただいてすでに着工済みでありまして、その上に3階分のみを継ぐ工事でございます。面積も861平方メートル、百坪余でございます。それと合わせて40坪余の給食室、80坪余の下足室棟と、いうなれば小さな工事であります。これらを合わせて金額として5千万円程度、内容としてはこの程度のもので、1月末完成は可能でございます。われわれの現場の問題といたしましては、むしろ12月1杯で完成しろという工程を組み、現に昨日、今日あたりから4、50名程度の手が入っております。12月1杯完成を目標といたしまして、現場で作業を急いでいるという実態でございます。

それからあと、それぞれ3月10日あるいは3月31日の2件につきましては、いずれも、いわゆる事前着工の状態にはなっておりませんが、つとに入札は行ないまして、業者の準備段階はさせております。仮契約の準備段階は合法的に整えております。したがって本日、ご議決をいただきましたらただちに着工可能でございまして工程的にも可能だと考えております。

以上でございます。

- 3番（金沢 勝君） 工期で特に心配なのは、人手不足、資材不足、これが過去にあった。特に資材の暴騰ということで差額金を支払ったということです。和泉市は支払っておりますけれども、個人的に請負った小さい業者は別ですが、大メーカー、大和ハウスあたりは、昨年末に受注し、年明けて春に建てた分についても、赤字になっても専仕してるのが実態、メーカーの信用問題ということで差額を取らずして、赤字を出しても契約を履行してるのが実態なんで

す。

だから、今後の問題として私が申し上げたいのは、資材の値上がりがあっても、やはり契約の価格で、差額は絶対に認めないんだということの中で契約されたか、あるいはそういう弾力性を持った中で現場説明をされたか、過去にいろいろ批判があったんで、今後の問題としてもひとつお答えいただきたい。

- 建設部次長（林 徳次君） ただいまのご質問の点につきましては、本年2月までの分で、数件にわたり、ご指摘のようにご批判の中、るるご説明申し上げて、いわゆる大阪府下一斉の措置であると言いながらも、和泉市においても物価高によって契約を更改させていただきました。

こういうことが、原則的には異常であるということは10分承知してございます。したがって、今回のこの数件にわたる入札に際しては、10分にその時点で現在単価の見積りを行ないまして、その範囲内でそれぞれ仮契約をしたものでございます。

もちろん、現況、入札、契約の3段階の業者との接点がございます。その都度、契約条例の13条ですか、異常な物価急騰の際は云々という項目はありますけれども、現実これを適用したらええということは過去に一回ありましたが、今後、こういう可能性を含んでの契約はしてございません。あくまでもご指摘の通り、現在の10分な物価高に見合う単価補正をする代りに、今後、相当長期間の工期だが、その間、どのような変動があろうとも、この契約金額で責任を持って施工するという前提で行なっております。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑ご意見ございませんか。
- 7番（田中包治君） 実は、私は議案第64号の小野林建設については、業者指定として不適格でないかと考えております。というのは、北松尾小学校の改築に伴ういろいろな問題があり非常に市民なり、生徒に迷惑をかけていると思います。この調査をここで発表しようとは思いませんが、私はこういう約束の不履行、そして、学校教育を一年間もできなくした。こういう実態の中で、小野林建設については、業者指定をし、契約することについて、この64号議案については反対いたします。

- 議長（坂上国治君） 他に。

- 20番（寺田 茂君） 62号から66号まで一括提案だったので、全体についてる聞きたいところがあるのですが、私のいままでの認識不足の点もまじえて一度お話ししたいということなんです。そのために全体を比較するのは非常にむずかしいので、63号と64号がページが続いているので比較したいと思うんです。

南池田幼稚園と旭保育園、これはもちろん内容なんか違います。敷地面積にしても旭保育園

園は1864平方メートル、南池田幼稚園は3,580平方メートルと、ざっと倍ある。その中で建築面積が大分違う。それと契約金額が、片方は1億6,500万円、4,000万円と、建物はどう変わるかわかりませんが、その点をひとつご説明願いたい。

それと収容人員。また建築面積と延べ面積。この3点についてお聞かせ願いたい。

○ 議長(坂上国治君) 答弁。

○ 建設部次長(林 徳治君) 3点ほどのご質問でございますが、私からお答え申し上げます。

まず、63号の南池田幼稚園の工事請負金額と規模あるいは64号についての同様の比較をなさってのご質問かと存じますが、内容が全く違います。いちいちここでその詳細については申し上げかねます。もし、なおご疑問が残るようでしたら、のちほど、工事の明細書あるいは設計書をご覧になっていただきます以外に完全なご説明は申し上げかねますので、その点をお含み願ひまして、簡単に大筋の違いだけを申し上げたいと思います。

この保育所につきましては、まず収容人員が150名。建築延べ面積が、2階建てでございますので、フロアの合計延べ面積が1,846平方メートルと記載しております。幼稚園は平屋で単純なワンフロアの3,580平方メートル、したがって、延ぶという言葉は使っておりませんので、その違いでございます。

それから特に建築工事費で金を食う部分は、ご存知のように冷暖房等を含む設備費と本体の2つに分かれるわけです。この幼稚園と保育園の大きな単価差を生じておる主要な原因は、冷暖房工事を含む設備が、片や、零歳児を含む150名を対象にし、収容人員に対する十分な設備がなされております。零歳児保育、幼児保育にどうしても必要だということで、それらの設備が十分になされてございます。幼稚園についてはございません。その差がこれだけになったというのが一番大きな理由でございます。

その他につきましては、詳細なことは最終的にこうなったということで、もし、ご疑問がございましたら、のちほど明細をお見せいたします。

それから収容人員は、幼稚園が120名、保育園は150名でございます。

以上でございます。

○ 20番(寺田 茂君) いま、特に金額的に大きな違いは、冷暖房の完全な設備問題だということなんですが、今後、保育園というのは、どこに建ってもこういう完全な設備をされるわけですか、今後の問題でね。でなければおかしいですな。

○ 市民部長(小林一三君) 保育園につきましては、零歳児から、いわゆる生後6カ月からお預かりする以上は、それ相応の設備がないとお預かりできませんので、相応の設備をして参りたいと思います。また、それが当然でございます。

- 20番(寺田 茂君) ということは、えらい横にそれるだけ、今後は零歳児から預かることに間違いないということですね。ここでは零歳児の設備はやってるんですな。今後は、どここの保育園でも零歳児から預かれるということですね。
- 市民部長(小林一三君) どこでもということじゃなく、今後、新設する分については、現在、厚生省あるいは府等で奨励しております基準、収容定員の約30%は3歳児未満児を収容しなさいという、また、市民にもそういうことでございますので、今後の新設分につきましては、零歳児保育をやっていきたいということでございます。
- 20番(寺田 茂君) 最後に、えらい零歳児にこだわりますが、現在、零歳児を預かってないところでも要望がありますが、こちらでも零歳児を預かる状態になった場合はどうですか。
- 市民部長(小林一三君) 三歳未満児をお預かりする以上は、それ相応の施設がなければ預かれませんが、あるいは、それに見合う要員の計画等も必要でございますので、現存の施設で零歳児からお預かりできる保育所については、保育しているのが実態でございます。
- 20番(寺田 茂君) 新設で今回は初めてですね。そういう零歳児から預かれる規模に持っていったのは。
- 市民部長(小林一三君) 私ども、市の方針といたしましては、今後、新設する分については、零歳児保育ができる施設にもっていきたいと思っております。
- 20番(寺田 茂君) だから、これが初めて冷暖房完備で初めてかということ。いま何か所ですか。
- 市民部長(小林一三君) いま、ひまわり、国府、和泉の三園でございます。
- 20番(寺田 茂君) そこは全部、こういうふうに完備されてるんですか。
- 市民部長(小林一三君) いわゆる三歳児未満児を保育できるように設備はしております。
- 20番(寺田 茂君) だから、こういう施設が完備しているんですか、既設のところでは。
- 市民部長(小林一三君) 各施設によって若干の相違はございますが、要員計画あるいは施設では、三歳未満児を預かれるようにしてございます。
- 7番(田中包治君) わしの質問どないなっている。
- 議長(坂上国治君) 反対の意見……。
- 7番(田中包治君) 質問をもう一ぺんやらせてくれますか。そういう実態をはっきり言いますから、イエスかノーか、ここではっきりするんですか。私、はっきり言ってるのは、小野林建設がいろいろと問題があり、市からそういう金が出るが、その事実をここで発表するのはどうかと思うので、私は内容を言わずして、小野林建設は不適格と言ってる。しからば、どういうことで不適格か、ここではっきり私が調査したことを発表し、この場で黑白を付けたい。

と思います。

- 議長（坂上国治君） 意見調整のため休憩いたします。

（午前11時25分休憩）

（午後1時4分再開）

- 議長（坂上国治君） 長らくお待たせいたしました。午前に引き続き会議を開きます。寺田議員。

- 20番（寺田 茂君） 朝からの問題で自分なりに聞く点は大体わかってきましたし、ただ今後の工事請負とか、いろんな問題につきまして、できるだけ市民の方、また父母の方が要望されるように取り組んでいく状態でやっていただくことをお願いしておきます。

それから林次長、さっきの工事について、僕はどうも理解ができませんので、その点の資料をひとつ見せて下さい。頼みます。

- 建設部次長（林 徳次君） わかりました。

- 議長（坂上国治君） 他に質疑、ご意見ございませんか。

- 18番（直村静二君） 一括提案ですので、かなり質問が余計あったらいいかので、2つにしぼっておきます。これはまあ、確認事項が一つあるんで、あとでも結構ですが、わかっただらお答え願いたい。

予算書には、改良住宅の建設、第一団地の年割額の合計が出てますが、これは非常にわかりにくいので、第一団地の第一期、第二期と数量的に明快にしてもらいたいと思います。全部、昭和46年度の住宅分の繰越明許費となっておりますので、その点をひとつ明快にもらいたい。いまわかれば簡単に答えて下さい。

第二点は、老人福祉センター、これについても、だれが利用するのかという点で、前にも質問があったかのように思いますけれども、この基準とかいうものがあたらお答え願いたい。

さらに、この改良住宅についても来年に完成するんだということですが、現在のところ、市の同促の審議会もございませんし、その点、入居基準が非常にあいまいなものになる危険性があると考えますので、現在の入居基準をどのようにつくっていくか。前々回の議会でも質問したところ、検討し作成中ということでしたが、どのように進んでるか。

以上、三点についてお答え願いたい。

- 地区改良事務所長（逢野一郎君） まず第一点の数量でございますが、第一期工事についま

しては、46年度事業として150戸、192戸のうち42戸につきましては、47年度事業として行なっております。現在、ご提案願っている住宅につきましては、47年度事業の120戸で、合計は312戸でございます。

それと、第三点の改良住宅の入居基準の問題でございますが、われわれといたしましては、前回の議会でもお答えいたしましたのですが、やはり改良法に基づく入居基準ということで十分検討はしておりますので、でき次第特別委員会にもお出し、十分検討願いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

- 市民部長（小林一三君） 第二点の老人福祉センターの利用者の問題でございますが、本施設につきましては、大阪府の同対室並びに老人福祉課を通じて、国の基準に基づく施設ですが同和対策の一環として取り組んでいるのは事実でございます。

なおご質問の利用者云々等につきましては、早急、本施設の完成後には条例措置等も必要かと思っておりますので、その時点で明確にさせていただきたい、かように存じております。

- 18番（直村静二君） 大体、そういうことだろうと思います。意見だけ申し上げておきますが、私、先日、羽曳野市のほうに行ってきました。そこでは窓口一本化反対で当選された人がおられて、具体的には、来年度の予算関係では、改良住宅の入居基準は改正したいというふうにも聞いておりました。

付け加えておきますと、同和対策の一環としての施策については、人間全部、税金の減免などは窓口一本ではなく廃止しております。そういうことも見て参りましたので、できれば理事者も一度、そういうところの確認をされて、そして、地区住民全体が公平にできるようにやってもらいたいと申し上げておきます。

もう一つは、第一団地一期、二期と分けておりますが、46年度の20億円という大変大きな額があとへずれてる。当然、物価上昇のおりから、おそらく20億ではすまんだろうという気がします。ところがこの前は9億、今度は12億、あともっとふえるんじゃないか。その点物価上昇との関係はどうなっておるか。まだ最終的にはわからんと思うので質問しないが、これは遅ければ遅れるほど財政負担が高まる危険が感じられますので、その点ひとつ留意してやってもらいことを意見として終わります。老人福祉センターの問題についても、いずれ条例のときに質問したいと思っております。

- 議長（坂上国治君） 他にございませんか。
- 3番（金沢 勝君） だれかから質問が出ると思ってたのですが、一番大切なことが質問出ない。前回の本会議で保証のし合いをするのは好ましくない。今後、そういうことのないようにという理事者の答弁がありました。この場合、3件について、小野村建設と大高建設が保

証のし合いをしている。前回の本会議でも、AとBがともに保証し合って銀行から金が出るかはっきり申し上げて出ない。こういう3件にわたって2人が保証し合うという行為はあってしかるべきでないと思う。真の保証人たるものが、こういう保証であってはいけない。

私は前回の議会でも指摘を申し上げた。田中議員からもいろいろ問題が出ておりましたが、そういう問題の出る業者が保証し合っている。われわれ26人おって、そういう意見も出なかったのは残念だと思いますので、特に指摘を申し上げたい。保証人を追加するかしてもらわんと、62、63、64の各議案について2人が保証し合っているが、これは当を得た保証人でないと思う。前回のお答えを引用して、理事者としてどうお考えか、どういふ措置をされたか。

○ 議長（坂上国治君） 建設部長。

○ 建設部長（中塚 白君） 前回、保証人の問題につきまして、私、この席上でお答え申し上げたことは事実でございます。たまたま実際問題として、名をとるか、実をとるか、私、あえてこの席上で言いわけするのではございませんけれども、現実に市内業者ををできることなら保証人にするという指導はしてございます。たまたま、この件に関しては、連続して3件がキャッチボールのような形になってございます。私も好ましくないとは思ってございます。好ましくないなら直せばいいじゃないかということでございますが、現実には、実際、名だけの保証人をこしらえらるとなっても、やはり市内の業者がより望ましいわけでございまして、たまたま少なくとも、同等の能力を持った者でないといふことになって参りますと、あえて、この席上で業者のランク付けをするわけではございませんが、ほぼ、ここで保証し合っている業者が、現在のランクでは同等でございまして。そういう関係で案件としてこういう形になりましたが、そのへん、私のほうの念の足りなかつた点は、ひとつ前回の言われた趣旨をあえて無視したわけじゃございませんが、現実にこういう結果になったことについては、私たちが爾後の工事契約については、いまご趣旨を十分拝聴して配慮したいと思います。

○ 3番（金沢 勝君） 意見だけ言うときですが、やはり請負金額に比例して資本金の会社を指名に充ててるとする、許容限度範囲内の仕事をさせてとる。1億6,000万円の小野林の分を奥野が引き受け、5,000万と4,000万、9,000万円の金額を小野林が保証している。これを合わせると大きな金額になるわけでしょう。だから、こういう大きな請負金額については、やはり資本金は何ぼ何ぼという中で請け負わせるわけでしょう。それがまた別に保証させてとるということは、私らに言わせたら、最悪の事態を考えると、一人で保証分と自分のとが請け負った分の力がなければならぬ。仕事は、許容限度一杯の仕事をさせておるはずですから、そういう超過した保証をさせてとる。だから、私はおかしいと思う。

部長は非常に苦しい答弁をしていると思う。最悪の場合、保証能力がないと紙に書いた保証

人ですから、実のある保証人の運営をしてもらわんと困る。だから、能力が相当ある業者が4,000万、5,000万円とかを請け負った場合はええが、つる一杯の保証をさせ、それを認めている理事者もおかしい。これはよろしいが、自主的にもう一社ぐらい、連帯保証人として追加することを希望して引き下がります。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） 休憩前に田中包治議員から発言がありました件について、建設部長からご答弁願いたいと思います。

○ 建設部長（中塚 白君） ただいま議長からご指名を受けまして、午前中の田中議員さんのご質問に対しまして、私からお答え申し上げます。

ご質問の趣旨につきましては、私のほうも存知しておりました。たまたま、業者において誤解を招く言動があったこともわかってございます。そのへんの問題点は、少なくとも将来、誤解を招くことがあっては、ということもございまして、先ほどからのいろんな入札、契約にかかわる工事請負契約の問題も出てございます。合わせて今後、入札というものは、公正かつ厳格でなければならないということは、絶えず念頭に置いてやっておるわけでございますけれどもたまたま、業者の間においてそういう誤解を生じたことについては、われわれの監督不行き届きな点多々ございます。そのへんはこの席をお借りして深くお詫び申し上げますとともに、今後の運用につきましては、十分この点の配慮をいたしたい、かように存じます。

なお、午前中のご質問の誤解とはいえ、少なくとも、そういう問題が提案されたということにつきましては、十分反省もいたしております。また、この爾後の処置につきましては、所管の委員会にも一応お諮りし、何らかの処置をいたしたい、かように存じますので、その点よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○ 議長（坂上国治君） ただいま建設部長からいろいろ説明がございましたが、本件の議決と切り離し今後、所管の建設委員会で十分研究、調査をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひ申し上げます。

他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。

お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第62号より議案第66号までを原案通り可決いたします。

○ 議長（坂上国治君） 日程第7「昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算（第4号）」

を議題といたします。

議案を朗読させます。

議案第87号

昭和48年度大阪府和泉市一般会計補正予算(第4号)

昭和48年度和泉市の一般会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入、歳出それぞれ21,884千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入、歳出それぞれ9,419,553千円とする。

2. 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算の補正」による。

(継続費の補正)

第2条 継続費の補正は、「第2表 継続費の補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債の補正」による。

昭和48年11月2日提出

和泉市長 藤 木 秀 夫

第1表 歳入歳出予算の補正

1. 歳入

(単位千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10. 府支出金		896,523	35,795	932,318
	2. 府補助金	820,804	35,795	856,599
15. 市債		1,819,892	△20,166	1,799,726
	1. 市債	1,819,892	△20,166	1,799,726
16. 繰越金		42,393	6,255	48,648
	1. 繰越金	42,393	6,255	48,648
歳入合計		9,397,669	21,884	9,419,553

2. 歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		988,059	35,274	1,023,333
	7. 同和対策費	78,677	35,274	113,951
3. 民生費		2,059,270	△17,760	2,041,510
	1. 社会福祉費	869,415	△34,564	834,851
	2. 児童福祉費	720,908	16,804	737,712
10. 教育費		2,310,472	4,370	2,314,842
	4. 幼稚園費	136,205	4,370	140,575
歳出合計		9,397,669	21,884	9,419,553

第2表 継続費の補正

款	項	事業名	補
			総額
8. 土木費	5. 住宅費	(仮称)和泉第一団地改良住宅建設事業	969,827

第3表 地方債の補正

起債の 目的	補 正 前						
	限度額	起債 の方法	利率	償 還 の 方 法			
				資金区分	償還期限	据置期間	償還方法
同和対策促進 施設整備事業	千円		年 %以内		年内	年内	
老人福祉セン ター建設事業	351,334	普通貸 借又は 証券発 行	6.2	政 府 そ の 他	25	2	半年賦、年賦 元利均等又は 当初発行額の 5%以上半年 賦償還
(仮称)旭保育 園建設事業	24,339	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上
南池田幼稚園 建設事業	17,000	同 上	6.5	同 上	25	2	同 上
合 計	1,819,892						

正 前		補 正 後		
年 度	年 割 額	総 額	年 度	年 割 額
昭和47年度	千円 385,567	千円	昭和47年度	千円 385,567
昭和48年度	237,141	1,207,485	昭和48年度	237,141
昭和49年度	346,619		昭和49年度	584,777

	補 正 後							
	限度額	起債の方法	利率	償 還 の 方 法				
資金区分				償還期限	据置期間	償還方法	その他	
その他	千円 27,700	普通貸借又は証券発行	年 %以内 6.75	政府その他	年以内 24	年以内 2	半年賦、年賦元利均等又は当初発行額の5%以上半年賦償還	据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借替えることができる。
据置期間及び償還期限を短縮し若しくは繰上償還又は低利に借替えることができる。	310,989	同上	8.0	同上	25	2	同上	同上
同上	13,818	同上	8.0	同上	25	2	同上	同上
同上	20,000	同上	6.75	同上	25	2	同上	同上
	1,799,726							

一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 歳入

科 目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
⑩ 府支出金	89,652.8 千円	85,795 千円	93,231.8 千円		千円	円
(2) 府補助金	820,804	35,795	856,599			
2. 民生費 府補助金	182,233	38,295	215,528	1. 社会福祉 補助金	6,000	老人福祉センター建設事業補助金追加
				2. 児童福祉 補助金	27,295	(仮称)旭保育園建設事業補助金追加
12. 市町村振興 補助金	20,000	2,500	22,500	1. 市町村振興 補助金	2,500	市町村振興補助金追加
⑮ 市 債	1,819,892	△ 20,166	1,799,726			
(1) 市 債	1,819,892	△ 20,166	1,799,726			
1. 総 務 債	1,093,000	27,700	1,370,000	同和対策促進 事業 債	27,700	同和対策促進施設整備事業債
2. 民 生 費	442,190	△ 50,866	391,324	老人福祉施設 整備事業 債	△ 40,845	老人福祉センター建設事業債更正減
				2. 児童福祉 債	△ 10,521	(仮称)旭保育園建設事業債更正減
8. 教 育 債	577,456	3,000	580,456	3. 幼稚園 債	3,000	南池田幼稚園建設事業債追加
⑯ 繰越金	42,393	6,255	48,648			

(1) 繰越金	42,398	6,255	48,648			
1. 繰越金	42,398	6,255	48,648	1. 前年度繰越金	6,255	前年度繰越金追加
歳入合計	98,970	21,884	120,854			

2. 歳出

科目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				特定財源	一般財源		区分	金額		
					国・府支出金	地方債			その他	
② 経務費	98,809	85,274	1,028,888	千円 27,700	千円 7,574	千円 7,574			円	
(7) 同和对策費	78,677	85,274	118,951	27,700		7,574				
1. 同和对策費	41,546	85,274	76,820	27,700		7,574				
(1) 総務費	32,907	27,700	60,607	27,700			工事 請負費	27,700	同和对策促進施設 備工事費	
(3) 地区改良 事業費	1,370	7,574	8,958			7,574	15 工事 請負費	70,501	地区改良事務所増築 工事費 7,000,000 電話設置工事費 50,300	

科 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳				節 区 分	節 金 額	説 明
				国 府 支 出 金	特 定 財 源	一 般 財 源	其 他			
								18. 備品 購入費	403	地区改良事務所増築 による備品購入費
								24. 投資 及出資金	120	電話債券代
③ 民 生 費	2,059,270	△ 17,760	2,041,510	33,295	△ 50,866	△ 189				
(1) 社会福祉費	869,415	△ 34,564	834,851	6,000	△ 40,345	△ 219				
5. 老人福祉費	444,952	△ 34,564	410,388	6,000	△ 40,345	△ 219				
[8] 老人福祉セ ンター建設 事業 費	387,142	△ 34,564	352,578	6,000	△ 40,345	△ 219		13. 委託料	△ 20	更正減
								15. 工事 請負費	27,200	建設工事費追加
								17. 公有財 産購入費	△ 66,744	更正減
								18. 備品 購入費	5,000	備品購入費追加
(2) 児童福祉費	720,908	1,6804	737,712	27,295	△ 10,521	30				

3. 保育所費	632,565	16,804	649,369	27,295	△10,521		30		
[6] (仮称)旭 保育園建設 事業費	50,720	16,804	67,524	27,295	△10,521		30	13. 委託料 290	設計委託料追加
⑩ 教育費	2,310,472	4,370	2,314,842	2,500	3,000		△1,130	15. 工事 請負費 16,514	園舎建設工事費追加
(4) 幼稚園費	1,86,205	4,370	1,40,575	2,500	3,000		△1,130		
8. 幼稚園 建設費	42,185	4,370	46,505	2,500	3,000		△1,130		
[2] (仮称)南 池田幼稚園 新設事業費	36,414	4,370	40,784	2,500	3,000		△1,130	13. 委託料 △130	更正減
歳出合計	9,997,669	21,884	9,419,553	35,795	△20,166		6,255	15. 工事 請負費 4,500	園舎建設工事費追加

継続費についての前々年度末までの支出額、前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額並びに事業の進行状況等に
関する調査

(単位千円)

款	項	事業名	全年度		年度割額			年度末までの支出額				前年度末までの支出額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額	翌年度以降の支出予定額	継続費の総額に対する進捗率
			年度	年割額	国庫支出金	左の財源内訳		前々年度末までの支出額	当該年度支出予定額	当該年度末までの支出予定額						
						特定財源	地方債				一般財源					
			昭和47年度	385,567	252,744	1,000	131,000	828	175,787	209,780	385,567				31.9	
			昭和48年度	237,141	59,988	147,236	29,900	67		237,141	237,141				19.7	
			昭和49年度	584,777		454,552	129,500	725						584,777	48.4	
			計	1,207,485	312,682	602,788	290,400	1,615	175,787	446,921	622,708		584,777	100.0		

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調

(単位千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末現在高見込額		当該年度中増減見込み				当該年度 末現在高 見込額
		借入済額	事業費繰 越による 延伸分	計	当該年度中起債見込額		当該年度中 元金償還見 込額	
					補正前の額	補正額		
1. 普通債	2,755,764	4,099,388	1,931,63	4,292,551	△ 201,66	1,785,826	1,89,763	5,888,614
(1) 総務	35,36	73,068		73,068	27,700	115,800	1,236	187,632
(2) 土木	433,106	519,965	77,500	597,465		288,500	78,912	807,053
(3) 教育	1,254,605	1,640,741	33,100	1,673,841	3,000	580,456	46,101	2,208,196
(5) 民生	282,091	323,458	82,563	406,016	△ 50,866	391,324	25,408	771,937
合 計	3,005,420	4,322,099	1,931,63	4,515,262	△ 20,166	1,799,726	204,533	61,104,55

○ 議長（坂上国治君） 提案理由の説明を願います。

○ 総務部長（坂口礼之助君） それではお許しを得まして、ただいまご上程をいただきました議案第67号、昭和48年度一般会計補正予算第4号について、提案の理由並びにその内容のご説明を申し上げます。

今回の補正は、先刻、議案第63号から第66号でご審議をわずらわしました工事請負契約と関連いたします工事請負費の補正等、急を要する経費を計上させていただいたものでございます。

歳入歳出予算の補正は、第1条にございますように、歳入歳出ともそれぞれ2,188万4千円を追加計上いたしまして、予算総額は9.4億1,915万3千円と相なる次第でございます。補正の款項の区分及び金額は第1表の通りでございます。

第2条は、継続費の補正でございます。これは改良住宅120戸建設の経費でございまして既定経費に2億3,815万8千円を追加し、1.3億7,485万5千円とするものでございます。各年度の年次割額は第2表の通りでございます。

第3条につきましては、地方債の補正でございまして、事業費の追加等により起債を増額するもので、借入条件等は第3表の通りでございます。

以上が予算の内容でございます。

次に事項別明細書によりまして、個々の内容についてご説明申し上げます。

まず議案書の13ページの歳出から順次、ご説明を申し上げます。

初めに総務費でございまして、同和対策費につきましては、同和対策促進施設として建物を整備いたすべく2,770万円及び建設部の地区改良事務所、土地開発公社の用地に係る環境改善事業担当部局の現地事務所を増築すべく7,574千円、合計3,527万4千円を追加いたしました。

次に民生費でございまして、社会福祉費につきましては、老人福祉センター建設費といたしまして、建設工事費並びに備品購入費等3,220万円の追加並びに用地面積縮小によります6,674万4千円等の更正減額がございますので、差し引き3,456万4千円を減額する次第でございます。

次に児童福祉費の保育所費につきましては、去る3月の定例市議会で繰越明許費のご議決をいただきました（仮称）旭保育園建設事業費でございまして、一部面積増等による事業費追加として1,680万4千円を計上いたしました。

次に教育費の幼稚園費につきましては、（仮称）南池田幼稚園新設事業費の追加として437万円を計上いたしました。

以上が歳出の事項でございます。追加総額2,188万4千円と相なる次第でございます。続きまして、これら歳出予算に充当いたします歳入についてご説明を申し上げます。議案書の12ページでございます。

初めに府支出金でございますが、民生省府補助金として、老人福祉センター建設事業補助金の追加600万円。(仮称)旭保育園建設事業補助金追加2,729万5千円、合計3,329万5千円及び市町村振興補助金として250万円を計上いたしました。

次に市債につきましては、同和対策促進施設整備事業債として2,770万円。老人福祉センター建設事業債は、府補助金の増額による起債の減少及び用地面積の縮小等によりまして4,034万5千円を減額いたしました。(仮称)旭保育園建設事業債は、府補助金増額により起債を1,052万1千円減額するものでございます。南池田幼稚園建設事業債につきましては、300万円増額したものでございます。

以上、市債として今回の追加補正額と更正減額を差し引きいたしまして、2,016万6千円を減額いたしましたものでございます。

最後に繰越金でございますが、今回の補正予算の一般財源相当分として825万5千円を計上いたしました。

以上が今回の歳入補正の予算でございます。2,188万4千円と相なる次第でございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由並びに内容のご説明を終わらせていただきます。よろしくご審議のうえ、原案通り可決ご決定賜りますようお願い申し上げます。

- 議長(坂上国治君) 本件について質疑、ご意見ありませんか。
- 18番(直村静二君) 2つ質問したいんですけど、総務費のところの同和対策促進施設整備事業2,770万円とありますが、この内訳をご説明願いたい。

もう1つは、14ページの継続費の分、これは第一団地150戸の建設か、120戸なのか。そして、第一団地第一期の当初の10億6,400万円とはどういう関係になるか、その点のご質問の第一点につきまして、同和部からお答えいたします。

端的に2,770万円の内訳ということでございますけれども、金額的には、この工事請負総額が2,770万円ということで、もちろん、一切切の工事費が含まれております。金額的な内訳と申しますと、これが総額です。

- 18番(直村静二君) そうしますと、2,700万円の金額的な内訳はわかりませんな。事務所の増築費700万円、電話設置5万円、あと備品購入費が40万円、電話債券12万円という金額は内訳にならんということですか。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 詳細な説明と申しますか、この金額につきましては、同和对

業給務費で組んでおります2,170万円、地区改良事業費で組んでおる757万4千円とは別のものがございます。

- 18番(直村静二君) こっちがわからんで聞いているが、別のもの……。
- 同和対策部長(佐原行雄君) それでは説明が非常に不十分で申しわけございません。先ほどの総務部長の説明に補足の意味で申し上げますと、2,770万円というのは、いわゆる支部の事務所の改築費と申しますか、その金額でございます。あとの757万4千円は、ここにも説明で書いておりますように、地区改良事業事務所あるいは公社の一部が現地事務所として設ける分の工事費でございます。
- 18番(直村静二君) そうすると、解放同盟支部の整備事業だということですね。別物だという、私はわからなかった。
- 同和対策部長(佐原行雄君) 内容的に別だということです。
- 18番(直村静二君) そうせんと、他の旭とか、皆出てますから、この分だけただ計算すると2千万円どこへいったんかわからない。
- 議長(坂上国治君) 次の答弁。
- 地区改良事務所長(逢野一郎君) それでは2点につきましてお答え申し上げます。
先ほど、ご議決を願いました120戸分、47年度の継続費で、10億4,500万円とは何ら関係はございません。
- 18番(直村静二君) そうすると、先ほどから意見で言うておいたんですが、資料をつくってくれますか。46年度は150戸やったが、実際は192戸、42戸は47年度の方だ。ところが、ここに出ている120戸は48年度となっている。だから、私の聞きたかったのは10億5,400万円の分で192戸、これでいくと、120戸の年割1.2億でしょう。それは関係がないかどうか、そこらあたりがややこしいということです。
- 議長(坂上国治君) 他に質疑、ご意見ないものと認め、これを終わります。
お諮りいたします。本件を原案通り可決するにご異議ございませんか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)
ご異議ないものと認め、議案第67号を原案通り可決いたします。
- 議長(坂上国治君) 日程第8「監査委員の選任について」を議題といたします。
議案を朗読させます。
(市会事務局長朗読)

議案第68号

監査委員の選任について

次の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めらる。

昭和48年11月2日提出

和泉市長 藤木 秀 夫

住 所 和泉市葛の葉町81の1

氏 名 柏 音三郎

生年月日 明治36年12月6日

職 業 人造真珠

議案第68号参考資料

地方自治法(昭和22年法律第67号)抜粋

第196条 監査委員は、普通地方公共団体の長が、議会の同意を得て、財務管理又は事業の経営管理について専門の知識又は経験を有する者(以下本款において「知識経験を有する者」という。)及び議員のうちから、これを選任する。この場合において、議員のうちから選任する監査委員の数は、監査委員の定数が4人のときは2人又は1人、3人以内のときは1人とするものとする。

②～③ 略

第197条 監査委員の任期は、知識経験を有する者のうちから選任される者にあつては3年とし、議員のうち選任される者にあつては議員の任期による。但し、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

○ 議長(坂上国治君) 提案理由の説明を願います。

○ 市長(藤木秀夫君) ただいまご上程になりました議案第68号、監査委員の選任につきまして、私から提案理由並びに内容についてご説明申し上げます。

このたび、議会選出の監査委員、山田清二氏から一身上の都合により監査委員を辞任いたしたい旨届け出がありました。ここにその後任の監査委員をご選任いたしたく存じ、ご提案申し上げる次第でございます。

つきましては、その後任に柏 音三郎氏を監査委員として選任いたす次第でございます。柏議員さんには、皆様もすでにご承知の通り、昭和39年に議員に当選せられ、今日まで9年、この間、副議長をも歴任され、人格議員ともに兼ね備えられたお方であり、監査委員として適任者であると存じます。何とぞ、議員皆様方のご了承を得まして、満場一致でご同意賜りますようお願い申し上げます。

なお辞任されました山田議員さんには、ご就任以来、地方自治監査制度の適切な運営に格段のご尽力を賜りましたことに対しまして、ここに深甚なる感謝の意を表するものでございます。

以上、簡単でございますが、提案の理由に代えさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 議長（坂上国治君） 本件を原案通り同意するにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

ご異議ないものと認め、議案第88号を原案通り同意することに決めます。

ただいま監査委員に選任されました柏議員よりごあいさつを願いたいと思いますので、しばらくお待ち願います。

（監査委員あいさつ）

- 監査委員（柏 音三郎君） 一言、ごあいさつ、御礼を申し上げます。

このたび、監査委員にご同意をいただきまして、まことにありがたく、厚く厚く御礼申し上げます。お見かけ通りの非常に愚鈍な男でございますが、よく自分で勉強いたしまして任務を完遂したいと思っております。何とぞ、今後ともよろしくご指導とごべんたつをお願い申し上げます。ありがとうございました。（拍手）

- 議長（坂上国治君） 以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件は全部終わりました。これをもって閉会いたしたいと思いますが、この際、市長のあいさつをお願いいたします。

（市長あいさつ）

- 市長（藤木秀夫君） 閉会に当たりまして一言、御礼とごあいさつを申し上げます。

本日、開会されました第3回臨時会に際しましては、公私ご繁忙のおりにもかかわらずご出席いただき、慎重ご審議のうえ、ご提案いたしました全議案について、ただいま可決ご承認賜りましたことに対し、衷心より厚く御礼申し上げます。時節柄、皆様方のますますのご慈

愛とご健しょうをお祈りいたしまして、はなはだ簡単でございますが、御礼のごあいさつに代えさせていただきます。どうぞ苦労さんでございました。

(議長あいさつ)

○ 議長(坂上國治君) 一言、ごあいさつ申し上げます。

本臨時会も議員皆様方のご熱心なるご審議により全議案を終了していただき、まことにありがとうございました。

なお議長として不手際な点多々ありましたが、皆様方の格別なるご協力によりまして、円滑に運営できましたことを衷心より厚く御礼申し上げます。理事者各位におかれましては、審議を通じて指摘された事項については今後十分検討され、ご趣旨に沿われるよう努力せられんことを要望し、これをもって第三回臨時会を閉会いたします。長時間ありがとうございました。

(午後1時50分閉会)

会議の顛末を記載し、その相違ないことを証するため茲に署名する。

和 泉 市 議 会 議 長
同 署 名 議 員
同 署 名 議 員
同 署 名 議 員

